

令和7年3月14日

第4回運営委員会 報告

十三小保教の会

弥生の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

3月1日(土)に第4回運営委員会を開催しましたので、下記のとおり御報告いたします。

日時:令和7年3月1日(土)10:00~

場所:ランチルーム

(委員総数35名、出席委員数33名)

※全委員2/3以上の出席がありましたので、第4回運営委員会は成立いたしました。

【1】あいさつ

◆令和6年度 運営連絡委員代表

お忙しいところ、第4回運営委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。今回は令和6年度最後の運営委員会です。本日もよろしくお願いいたします。

今年度の保教の会は、前年度の体制整備を受け、会務の精選をはかりつつ、活動の充実に向け、取り組んできました。グループ活動が積極的に進められたことも、学級委員の皆様のご協力のおかげです。また選挙管理委員の皆様にも、次期役員の選出にお力添えいただき、ありがとうございました。

至らない点多かったと思いますが、1年間、御理解と御協力いただき、感謝申し上げます。

今回は、令和7年度の運営連絡委員の皆さんにも集まっていただき、会場設営から一緒に行いました。午後には引き継ぎを行い、新体制に向けて少しずつ動き出します。本年度役員も、4月の委員選出、5月の定期総会の準備まで、新役員と協力して進めていきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日も定期総会にける会費集金方法の変更や規約改正関係等、いくつか議題がありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆校長先生

本日、令和6年度最後の運営委員会ということで、よろしくお願いいたします。2月も昨日で終わり、学校では進級・進学に向けた最終の準備が始まります。3学期はわずか3か月の間に、学習のまとめのほか、進級進学の準備、特に6年生は卒業を控えて卒業文集の下書きと清書をはじめ、様々な準備に追われます。冬の寒い期間で感染症も心配されまして、3学期は一時期インフルエンザの流行と、コロナの羅漢者もあり、学級閉鎖などが心配されましたが、おかげさまで、コロナやインフルエンザによる学級閉鎖が出さずにここまで来ています。3学期も登校日数が残り15日ほどとなりましたが、健康には特に気を付けながら、有終の美を飾ってほしいと思っています。

3学期には学校評価として、1月に児童と保護者を対象に学校教育に関するアンケートを実施しました。学校は子どもたちにとっても、保護者の皆様にとっても楽しく学びがいがある場所だという肯定意見をいただいたところです。さらに友達を大切にしているということもたちからの意見が増えていました。この点については次年度以降も、さらに肯定評価をいただけるよう、教職員一同、努力を続けていきたい点です。

さらに教職員はというと、次年度の準備にかかっている者もいます。特に教務では、次年度の年間予定を立てて市

に提出する準備に追われています。来年度は、2月には10年ぶりほどになる研究発表会が開催されます。現在特別活動を中心に進めている研究を、小平市教育委員会研究推進校として発表します。こちらの方の準備も、同時並行で進んでいるところです。次年度の詳細については、4月以降に改めてお知らせします。

残り僅かの3学期ですが、どうぞ最後まで本校の教育活動への御理解・御協力・御支援をよろしくお願いいたします。

◆学校支援コーディネーター世話人

一年間、学校支援ボランティア活動への御協力ありがとうございました。

今年度も皆様の御理解と御協力で、充実した活動を行うことができました。

算数ボランティア、図書ボランティア、ふれあいパトロール、芝生の整備等に関わる中で子どもたちの成長を感じることができました。

来年度も学校支援ボランティアへの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【2】グループ活動の報告

立ち番・みまもり隊グループ

<第2期>

11月9日 当番表 印刷

11月11日 当番表 配布

12月24日 みまもり隊の腕章、アンケート 配布

1月18日 みまもり隊の腕章、アンケート 回収

アンケートの内容

- ・自転車の通行量が多かった
- ・自転車もスピードが出ていて危険と感じた、との御意見がありました。

<第3期>

1月26日 立ち番・みまもり隊の募集用紙 作成

2月7日 募集用紙 配付

2月19日 募集用紙 回収

2月24日 集計、日程調整→当番表 作成

2月25日 3-1集計、当番表(北門★印) 作成

スクールメールにて、再度、みまもり隊、★印の付いている箇所の募集(28日締切)

3月1日 当番表 作成→起案書 作成

印刷→対象クラスに仕分け、配布

みまもり隊の腕章・アンケート 配布(4月10日締切)

一斉下校・自転車整理グループ

11月以降の活動報告はなし。

パトロール中プレート・学区内危険箇所グループ

11月以降の活動報告はなし。

【3】学級・学年活動の報告

学年	活動内容・活動計画
1年生	進級祝いの記念品(定規セット)準備、担任より配布
2年生	進級祝いの記念品(分度器)準備、担任より配布
3年生	七輪体験の準備と実施(1月18日<学校公開日>) 進級祝いの記念品(スティックのり)準備、担任より配布
4年生	進級祝いの記念品(ハンドタオル<学校名・校章・日付入り>、鉛筆2本)準備、10歳を祝う会で担任より配布
5年生	エアリンク株式会社様の「片づけなさいと言われなくなる整頓術」の出前授業を実施 進級祝いの記念品(5mm方眼ノート5冊、カラーペン5本)準備、担任より配布
6年生	卒業記念品(名入れボールペン)の準備、担任より卒業式前に配布予定

【4】令和6年度のまとめ

①選管の活動報告

今年度は代表以外の立候補はすぐに得られましたが、代表が決まらず、くじ引きや互選会(9月末)が開催され、なんとか今年度全役職を決定することができました。御協力ありがとうございました。

②運営委員会・運営連絡委員の活動報告(代表より)

<運営委員会/定期総会について>

運営委員会は年に4回(5月・7月・11月・3月)、定期総会は5月に書面にて開催しました。

<芝生応援団について>

前年度からの引継ぎで、本年度より、保教の会も、芝生応援団にさらに協力していくという方針があり、月1回程度、役員を中心に活動に参加してきました。

<テント購入について>

定期総会において、予備費の在り方について、御指摘・御提案をいただいたところであり、本年度運営連絡委員の議論を経て、テントを購入する方向で準備を進めてきました。テント購入は、すでに第3回運営委員会において議決・承認を得ています。そのため、本件は新年度予算案として組み込む予定です。

<個人情報取扱規則について>

数年前の個人情報保護法の改正により、小規模の任意団体も、個人情報保護法の対象に入ることとなりました。その結果、全国のPTAや保教の会でも個人情報の取り扱いについて、対応されているところですが、十三小保教の会でも、個人情報取扱規則の作成に向け、先行する二中の取り組みを参考にしながら、校長先生・スクールロイヤー等からアドバイスをいただき、準備を進めてきました。加えて、学校のスクールメールを利用させていただくことに関わり、業務委託契約についても、校長先生・スクールロイヤー等から御助言をいただき、準備を進めてきました。このあと、御審議いただきました。

③会計報告(暫定)

令和6年4月1日から令和7年2月末日までの暫定決算報告です。前年度繰越金含め、収入合計884,104円、支出合計323,963円、予算案からの変更は特別ありませんでした。

【5】その他

①保教の会 年会費集金方法の変更について

代表より、添付資料①に沿って説明がありました。現在、保教の会の年会費は6月に集金日を設け、各クラスの先生に集めていただいておりますが、こどもが現金を教員に渡すというリスクもあり、こどもの安全を守るという観点から、近い将来、ゆうちょ口座への振込に変更したいと考えていることが報告されました。

新年度の会費集金には振込方式は間に合わないことから、新年度の集金方法はややイレギュラーの方式となることにつきまして、御理解・御協力の程お願いいたします。

②個人情報保護関連

代表より、添付資料②に沿って説明があり、校長先生からは、スクールロイヤーについてと業務委託契約を結ぶことになった経緯について、説明がありました。

令和7年度の定期総会に向けて、挙手にて議決を取り、過半数の賛成により承認されました。

③保教の会 令和7年度の活動について

代表より、添付資料③に沿って説明がありました。

1. 定期総会について

昨年度同様、令和7年度の定期総会も「書面開催」と決まりました。5月中旬にスクールメールで総会資料を配信し、議案への賛否を記入する「書面表決書」を保教の会会員の全家庭・教職員の先生方から提出していただく必要があるため、書面配布を行い、期日までに提出していただきます。

2. 令和7年度予算案について

令和6年度定期総会では、予算案について御意見をいただき、ペーパーレス化が進行していることや印刷機を学校のものを使用させていただくとよいのではないかと御意見はいただいております。本件については、本年度には結論を出さず、次年度に引継ぎ検討してきます。

(印刷機・パソコンについての予算、現在の積立金などは添付資料を参照)

3. 委員選出について

4月にスクールメールを用いて委員選出を行います。新2年生～6年生については、「委員選出についてのお知らせ」をスクールメールで配信します。お知らせを御確認いただき、アンケートへの回答をお願いいたします。

4. 規約の見直しについて

添付資料②の通り、規約を更新し、個人情報取扱規則を新たに定めます。規約改正(案)と個人情報取扱規則(案)については第3回運営委員会までに2回にわたり御意見を求め、御確認いただいたものであり、本日新たに学校と保教の会との間に業務委託契約(案)について御議論いただきました。

規約改定(案)、個人情報取扱規則(案)、業務委託契約(案)については「令和7年度 定期総会」の議案として提出予定であることが報告されました。(添付資料参照)

④学級活動費の精算、通信費の支払いについて

第2回及び第3回の運営委員会でお渡しした「学級活動費」の精算についてです。本日、運営委員会終了後。各学級委員の方は、学級活動費の精算表の提出と、学級活動費に残金がありましたら返金していただくようお願いいたします。精算表については、書面の内容と領収書の金額が一致しているか必ず御確認ください。また、領収書はなるべく裏面に張り付けていただくようお願いいたします。

次に「通信費」についてです。運営委員会終了後、各委員の皆様には「通信費」をお渡します。通信費の受領には印鑑が必要となりますので、よろしくお願ひします。

学級・学年活動報告書の提出、グループ活動報告書の提出、学級活動費の精算、通信費の支払いが終わり次第、解散となりました。

今年度1年間、保教の会の活動に御理解と御協力いただき、ありがとうございました。

令和7年3月1日

会員各位

十三小保教の会
代表

保教の会 年会費集金方法の変更について

現在、保教の会の年会費は6月に集金日を設け、各クラスの先生に集めていただいておりますが、こどもが現金を教員に渡すというリスクもあり、こどもの安全を守るという観点から、近い将来、ゆうちょ口座への振込に変更したいと考えています。かねてこうした議論はありましたが、振込手数料をどうするか等、課題もありました。近年、教材費の支払いが振込となり、ゆうちょダイレクトの利用の広がり等、保護者の間でも振込方式のメリットが実感されています。ただし、振込方式に変更するためには団体名義の口座を開設することやその審査に時間を要すること等から、次期体制も含めた中期的な対応とすることを提案します。次ページは振込方式が完成した時の案内のイメージです。

なお、新年度の会費集金には振込方式は間に合わないことから、新年度の集金方式はややイレギュラーの方式となることにつきまして、御理解・御協力の程お願いいたします。現在、現役員において新年度の集金方式のシミュレーションを行っています。

日時	予定
5月中旬	定期総会 ※集金方式の口座引き落としの方向について、並びに1年間の「移行期間」の集金方式(教員を介在しない方式)について議決
6月学校公開日	新体制における集金/旧役員も協力
6月中	新役員による児童からの集金(学校公開日未回収分)
6月以降	保教の会の団体口座の開設に向けた準備

以上

(案)

令和●年●月●日

小平市立第十三小学校
保護者の皆様

小平市立第十三小学校
保教の会 代表

令和●年度分 年会費振込のお願い

保護者の皆様には、日頃より保教の会の活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
令和●年度の年会費について、下記の通り振込をお願いいたします。ゆうちょダイレクトを御利用いただくと月5回まで振込手数料が無料となります。振込手数料がかかる場合は保護者の御負担にてお願いいたします。

記

振込金額 1世帯 1,000 円

振込期限 202●年6月30日

◆振込先口座情報

金融機関	ゆうちょ銀行（金融機関コード：9900）				
口座名義	小平市立小平第十三小学校保教の会（コダイラシリツコダイラダイジュウサンショウガッコウホキョウノカイ）				
学年	記号番号	店名	店番	預金種目	口座番号
	00●●-●- ●●●●	●●●	●●●	●●	●●●●●● ●●●

◆振込依頼人名について

振込依頼人名にはお子様のお名前を入力してください。
お子様が2名以上在籍の場合は、下のお子様の名前で御入金ください。
1世帯1,000円ですので、御注意ください。

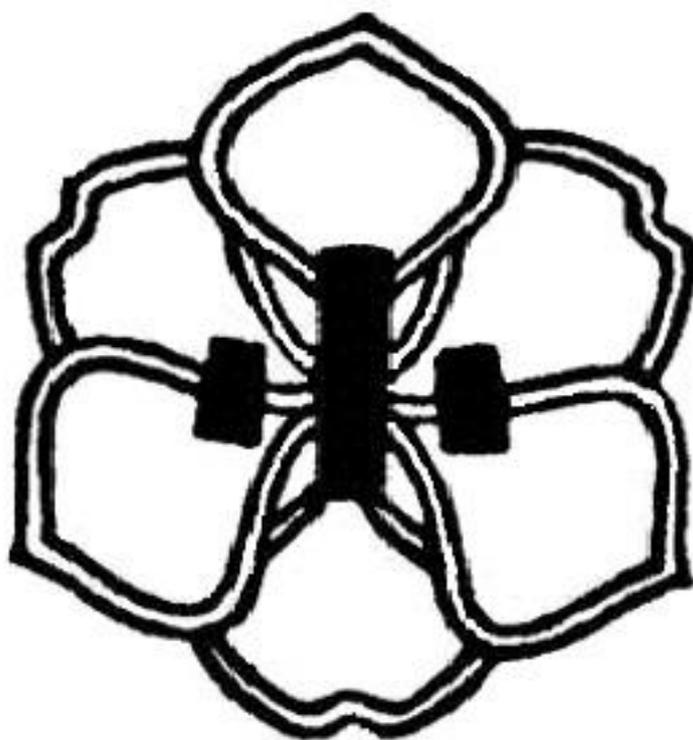
（例）2年2組 小平みどり さんの場合「0202 コダイラ ミドリ」と入力

◆その他

兄弟姉妹で在籍している御家庭はお間違えのないよう御注意ください。

以上

保護者と教職員の会 規約（改定案）



小平市立小平第十三小学校

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 規約

第一条 (名称)

この会は小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会(略称・十三小保教の会)とする。

第二条 (目的)

この会は、常に子どもたちのことを考え、保護者と教職員が互いに学び合い、協力し、家庭・学校・地域における子どもたちのよりよい成長をはかることを目的とする。

第三条 (方針および活動)

1. 学級・学年を基盤とした活動をする。
2. 共に学び合い理解を深め連帯感を育てる。
3. 子どもたちを取り巻く教育環境の改善を図る。
4. 子どもたちに関わる地域活動に参加・協力する。
5. 学校の教育活動に協力する。
6. その他、目的を達成するために必要な活動をする。
7. 会や委員の名で特定の政党や宗教等を支持しない。また、営利を目的とする行為も行わない。

第四条 (会員)

1. この会の会員は、この会の目的と方針に同意するこの学校の児童の保護者と教職員である。
2. 会員はすべて平等の権利を持ち、義務を負う。
3. 会員はすべての会議を傍聴できる。

第五条 (学級委員・運営連絡委員・会計監査および選出管理委員)

1. 学級委員は各学級から2名選出する。運営連絡委員は保護者会員より7名、教職員会員より2名選出する。運営連絡委員の選出方法については細則で定める。
2. 学級委員は、運営委員会に各学級の意見等を出し、運営委員会で決まったことを各学級に持ち帰り報告する。運営委員会で決まった仕事を行う。各学級の親睦会等を手配する。
3. 運営連絡委員は、以下の仕事を分担する。

代表(1名)

この会を代表し、総会・運営委員会を招集し、総会および運営委員会の決定に基づいて会務を行う。

副代表(2名、副校長)

代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

書記(2名、教職員1名)

総会および運営委員会の議事と会の活動を記録し、会員に知らせる。

会計(2名)

会計業務を行い、会計報告をする。

また運営連絡委員は、運営委員会の準備・まとめ・報告・各学年への連絡をする。

4. 運営連絡委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。
5. 会計監査は、前年度の運営連絡委員の2名とし、第1回運営委員会で承認を受ける。(原則として会計をあてる)年度末に監査をし、総会に報告をする。任期は1年とする。
6. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は6名選出し、第1回運営委員会で承認を受け、保護者の運営連絡委員選出に関する事務を行い、その内容については細則で定める。

第六条 (総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成される。
2. 定期総会は、年1回5月に開催する。必要に応じて、臨時総会を開催できる。
3. 総会は、活動報告・活動計画の検討と承認、予算・決算の審議と承認、運営連絡委員・会計監査の紹介、その他の重要事項の審議を行う。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の1/8以上から要求があったときに開催する。

5. 総会は全会員の1/2以上(委任状をふくむ)の出席により成立し、議決は出席会員の過半数とする。総会の議決権は、一世帯一票とする。
6. 総会の議長は、総会に出席した会員の互選により決定する。ただし、学級委員・運営連絡委員・会計監査が議長になることはできない。
7. 書面開催の場合、総会資料と書面表決書を世帯ごとに配布する。全会員の1/2以上の書面表決書の提出により成立し、議決は提出された表決書の過半数とする。

第七条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決、執行機関であり、各学級の学級委員と運営連絡委員と担当の教職員で構成される。
2. 運営委員会は原則として最低年3回(学期1回)開催する。なお、運営連絡委員または学級委員からの要請があり、代表が認めた場合は、臨時に運営委員会を開催することができる。
3. 運営委員会は学級を基盤として、子どもたちを取り巻く状況を話し合い、問題があるときは、そのことについて話し合う。また総会で決定された事項を行う。
4. 活動計画・予算案を立案し、活動報告・決算案等を検討して、総会に提出する。
5. 運営委員会は全委員2/3以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数とする。ただし、体調不良等のやむを得ない事情で欠席をする場合に限り、所定の手順で連絡を行ったときに委任扱いとする。

第八条 (会計)

1. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. この会の予算は、会員の会費でまかなう。
3. 会費は一世帯年額1,000円とする。
4. 保教の会から学校に備品を寄贈等する又は30万円を超える予算の執行を行う場合は会員の周知の上会員の2/3以上の承認を得ること。

第九条 (弔慰規定)

会員もしくは児童に対する弔慰金は、5,000円とする。その他特別な場合(および緊急の場合)は、別途協議、決定をする。

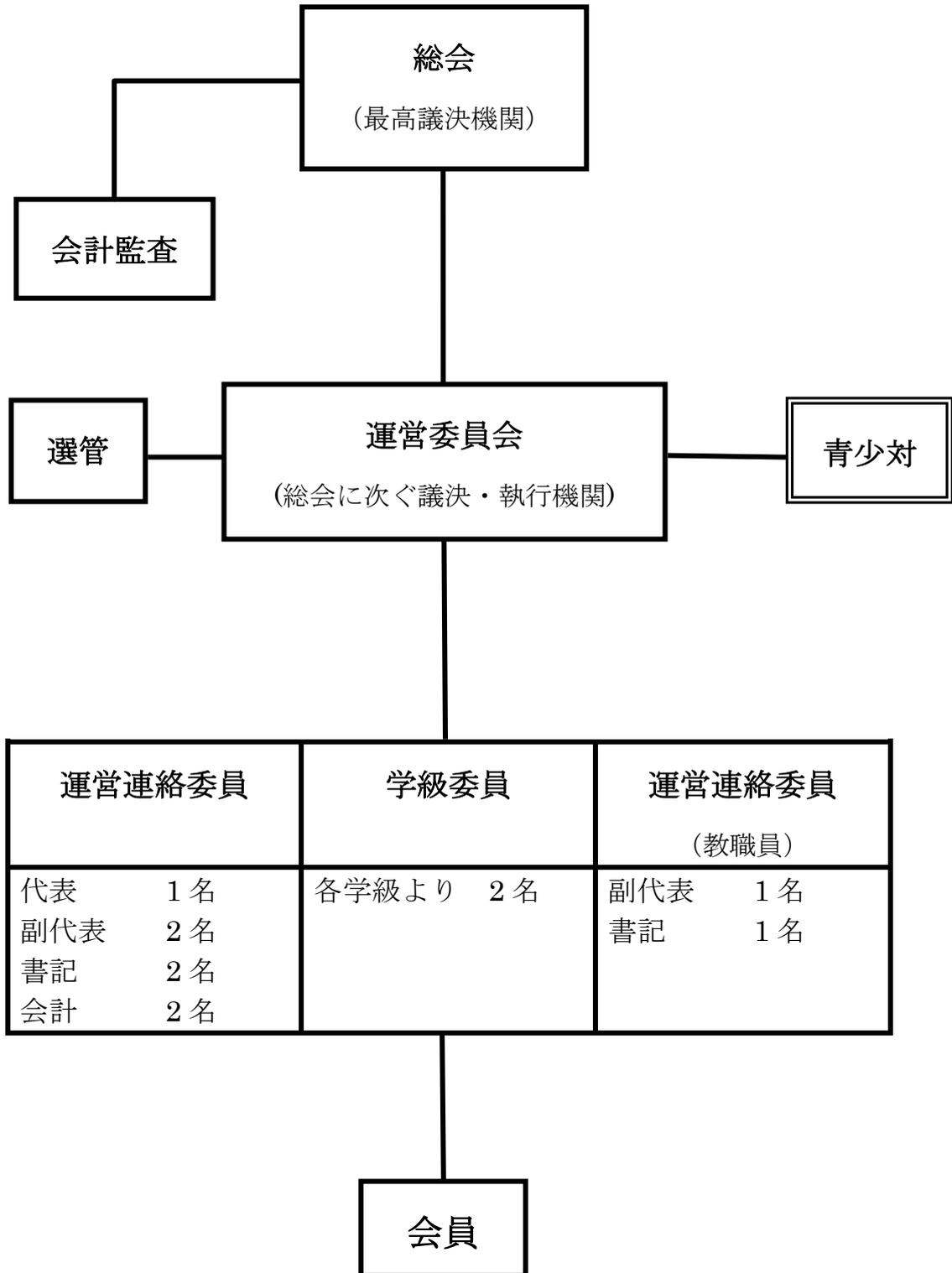
第十条 (個人情報の保護)

1. **この会の活動を進めるために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用すること。その詳細は運営委員会に委ねることとする。**
2. **会員以外にも活動を周知する場合がある。**
3. **会の連絡を会員に効率的に周知するため、連絡業務を学校に委託する。その際、業務委託契約の締結等適切な措置をとることとし、その詳細は運営委員会に委ねる。**

付則

- ①この規約は各機関で検討し、総会において変更することができる。
- ②この規約は平成8年4月1日より施行する。
- ③平成12年5月26日 第七条の2 改正
- ④平成13年12月15日 第五条 一部改正、施行細則 追加
- ⑤平成14年5月31日 第一条 第五条 一部改正
- ⑥平成16年3月13日 施行細則5④ 改正
- ⑦平成17年5月6日 第八条の3 改正
- ⑧平成17年9月20日 施行細則6 改正
- ⑨平成22年5月17日 第七条の2 改正、施行細則6 追加
- ⑩平成23年5月16日 第五条の1・3 改正、施行細則+則 一部改正
- ⑪平成28年5月18日 第一条 第五条の5 改正、施行細則 一部改正
- ⑫平成30年5月16日 施行細則5① 改正、施行細則 一部改正
- ⑬令和5年5月19日 第八条の4 追加
- ⑭令和6年5月24日 第六条の7 追加、第七条の5 一部改正
施行細則<運営連絡委員選出規定>5の③ 一部改正
- ⑮令和7年5月●日 第十条 追加

【十三小保教の会】のしくみ



施行細則

<運営連絡委員選出規定>

1. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は本則第五条の規定に従い、次年度の運営連絡委員(以下・運営連絡委員)選出のための活動をする。
2. 選管は、会員に運営連絡委員選出を行うことを知らせ、保護者会員からの自主的な立候補を求め、その結果を公表する。
3. 選管の立会いにより運営連絡委員立候補者は一堂に会して互選会を行い、3月末日までに運営連絡委員を選出する。また、やむをえず互選会を欠席する場合は、成人の代理人を立てる。
4. 役割分担は、選出された運営連絡委員の互選によって決まる。
5. 選管は、運営連絡委員立候補者が定数に満たない場合、次の条件により、各学級から運営連絡委員候補者を選出するよう通知する。
 - ①1年生～5年生の各学級から2名候補者を選出する。ただし、学級から立候補者が出ている場合は、その人数を引いた候補者を選出する。
 - ②選管は、候補者から除外される。
 - ③前年度までの運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事实行委員経験者は候補者となることを辞退する権利を有する。
6. 立候補者と各学級で選出された候補者は、選管の立会いにより一堂に会して互選会を行い、運営連絡委員を選出する。また、やむをえず互選会を欠席する場合は、成人の代理人を立てる。
7. 教職員会員の運営連絡委員は、学校側が定める。
8. 選管は、互選会の結果選出された運営連絡委員を会員に通知する。異議申し立てがなければ、運営連絡委員が承認されたものとする。

<運営連絡委員選出の流れ>

選管(6名)発足

運営連絡委員選出の公示

- ・立候補受付期間を設け、自主的な立候補を求める。
- ・立候補の権利があるのは1～5年生保護者会員と次年度1年生保護者会員
- ・結果を会員に公表する。

【立候補者が7名以上の場合】

【立候補者が7名に満たない場合】

互選会を開く

- ・選管の立会いによる。
- ・立候補者全員が出席する。
- ・欠席の場合は成人の代理人を立てる。
- ・運営連絡委員7名を互選で選出し、役割分担を決定する。

互選会を開く

- ・1～5年生の各学級にて運営連絡委員候補者を選出する。(各学級より2名。※立候補者がいる場合はその人数を引く)
 - ・当該年度選管は除外される。
 - ・運営連絡委員経験者、青少対役員経験者、周年行事実行委員経験者は辞退する権利がある。
- ・選管の立会いによる。
 - ・立候補者全員と各学級の候補者が出席する。
 - ・欠席の場合は成人の代理人を立てる。
 - ・運営連絡委員7名を互選で選出し、役割分担を決定する。

互選会の結果を、会員に通知する。

異議申し立てがなければ、承認されたものとする。

運営連絡委員は、総会で紹介される。

<学級委員の選出方法>

- ・第1回学級保護者会において、学級委員2名を選出する。
- ・運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事实行委員経験者は免除される。但し、立候補することはできる。

<運営連絡委員選出管理委員の選出方法>

- ・第1回学級保護者会において、3年生・5年生から各学級より2名ずつ選管候補者を選出する。選管候補者は学級保護者会後に全員集まり、運営連絡委員立会いのもとで互選により、各学年3名、計6名の選管を選出する。なお、学級数が3学級の場合は、各学級より1名ずつ選管を選出する。
- ・運営連絡委員経験者、青少対役員経験者および周年行事实行委員経験者は免除される。但し、立候補することはできる。
- ・第1回運営委員会で承認を受ける。
- ・承認後、互選により委員長を選出し、運営委員会に報告する。

<加入申込書について>

- ・加入申込書は、新1年生の保護者および転入生の保護者に配布・回収する。

<会費の納入について>

- ・会費は一括納入とし、納入方法は以下の通りとする。
 - ①会計は、必要事項(会員氏名・児童氏名)を記入する用紙を配布する。
 - ②会員は、用紙に必要事項を記入の上、手持ちの封筒に貼り付け、その封筒で会費を納める。
 - ③会計は、集金後、封筒に領収印を押印の上返却する。
- ・転出入者の会費の納入は次の通りとする。
 - ①4月～9月の転入者は会費の全額を納入する。
 - ②10月～3月の転入者は会費の半額を納入する。
 - ③転出者には会費の返金を行わない。

○卒業まで保管して御利用下さい。

○十三小保教の会の会議など、色々な活動に必ず持参し、参考にしてください。

令和7年5月 改定版

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 個人情報取扱規則（案）

第一条 （目的）

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会（以下、保教の会と略称）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、委員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びスクールメール、その他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第二条 （責務）

保教の会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第三条 （管理者）

保教の会における個人情報データベースの管理者は、代表とする。

第四条 （取扱者）

保教の会における個人情報データベース取扱者は、教職員、運営連絡委員、選管委員、学級委員、会計監査（以下、委員と略称）とする。

第五条 （秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第六条 （収集方法）

保教の会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第七条 （周知）

個人情報取扱いの方法は、総会資料や学校ホームページ、スクールメールで会員に周知する。

第八条 （利用）

取得した個人情報は、次の目的の達成に必要な範囲内で利用を行うものとする。また、文書送付については、保教の会から学校に対してスクールメールおよび学校ホームページを利用して周知することを依頼することができる。

- （1）会費の集金業務、管理業務
- （2）運営委員会報告書、グループ活動に関連した文書等の送付
- （3）委員、グループ活動等の名簿の作成
- （4）委員選出、並びに委員等の推薦活動
- （5）その他、会に必要な場合

第九条 （利用目的による制限）

保教の会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第十条 （管理）

個人情報は管理者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第十一条 (保管及び持ち出し等)

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはパスワードをかけて管理するとともに、OSを最新状態にアップするなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。パスワードの取扱者は、第四条の限りとする。

第十二条 (第三者提供の制限)

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第十三条 (第三者提供に係る記録の作成等)

保教の会は、個人情報を第三者(第十二条第一号から第四号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第十四条 (第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(第十二条第一号から第四号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第十五条 (情報の開示)

保教の会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、第三条に定める管理者が法令沿ってこれに応じる。

第十六条 (漏えい時等の対応)

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第十七条 (苦情の処理)

保教の会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第十八条 (改正)

必要に応じて運営委員会において審議し改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第七条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和7年5月●日より施行する。

業務委託契約書

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会（以下「委託者」という。）と小平市立第十三小学校（以下「受託者」という。）とは、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託業務の内容）

委託者は、受託者に対し、以下の業務（以下、「本件業務」）を委託し、受託者はこれを受託する。

- (1) 委託者の会員等へのスクールメールを利用した連絡業務
- (2) その他、受託者に過度の負担を生じない業務で、別途合意した業務

第2条（業務遂行にあたっての注意点）

- 1 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を遂行するものとし、委託者の名誉及び信用を毀損する行為を行ってはならない。
- 2 受託者は、前条（1）号の業務を遂行するにあたり、その連絡内容がスクールメールを利用するのに不相当と判断する場合には、委託者にその連絡内容の修正を求めることができる。なお、軽微な修正については、委託者の了承を得て、受託者がすることができる。
- 3 前条（1）号の業務について、その連絡内容により紛争等が生じた場合には、受託者による修正の有無に関わらず、委託者の責任と負担において解決する。なお、前項の規定について、受託者がその連絡内容の相当性を判断する義務があるものと解してはならない。

第3条（委託料の支払等）

- 1 委託者の業務の公益性及び受託者の公共性に鑑み、本契約に基づく報酬は発生しないこととする。
- 2 委託者と受託者は、前項に鑑み、委託者から受託者に対する損害賠償請求は、受託者に故意または重過失がある場合を除き、免責することに合意する。

第4条（秘密保持）

委託者と受託者は、本契約の履行に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

第5条（個人情報の保護）

- 1 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本委託業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
- 2 委託者及び受託者は、本委託業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報

保護法及び本契約の定めを遵守して、本委託業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本委託業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

- 3 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、平成28年11月（令和5年12月一部改正）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を踏まえた合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本委託業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等するものとし、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
- 4 委託者及び受託者は、相手方に対して、前項の安全管理措置の内容及び実施状況について報告を求め、また、その実施状況を直接確認できるものとし、相手方は合理的な範囲内でそれに協力しなくてはならない
- 5 委託者及び受託者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第6条（再委託）

- 1 受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務を第三者に再委託することができる。この場合、受託者は、本契約に基づく受託者の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせるものとし、再委託先の責に帰すべき事由により委託者に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して委託者に対して損害を賠償するものとする。
- 2 受託者は、前項の承諾に基づいて第三者に本件業務の全部又は一部を委託する場合であっても、当該再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第7条（契約の終了等）

本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。ただし、本契約の期間満了の一ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約を終了させる旨の通知がなされなかった場合、本契約は、同一の条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第8条（権利義務の譲渡の禁止）

本契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することができない。

第9条（協議）

委託者及び受託者は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行、当事者の合理的意思表示に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする

る。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、委託者受託者それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

委託者 小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会

代表 _____ 印

受託者 小平市立小平第十三小学校

校長 _____ 印

令和7年3月1日

会員各位

十三小保教の会
代表

保教の会 令和7年度の活動について

1. 定期総会について

毎年5月に開催される定期総会は、コロナ禍以降、書面開催で行っています。開催方法について学校と協議を行い、令和7年度の定期総会も「書面開催」と決まりました。開催時期は例年通り5月中旬を予定しています。

総会資料については、前年度よりペーパーレスの推進の観点から、「スクールメールで資料を配信する」予定です。議案への賛否を記入する「書面表決書」は保教の会会員の全家庭・教職員の先生方から提出していただく必要があるため、書面配布を行い、期日までに提出していただくことになります。その際は、御協力よろしくお願いいたします。

2. 令和7年度予算案について

第3回運営委員会において、テント10張購入について、御意見をうかがったあと、決をとっており、本件はすでに予算案に反映しています。

令和6年度定期総会でも、予算案について御意見をいただき、ペーパーレス化が進行していることや印刷機を学校のものを使用させていただくとよいのではないかと御意見はいただいています。本件については、本年度には結論を出さず、次年度に引継ぎ検討していきます。印刷機維持費の未使用分は繰越金へ送ります。

①印刷機 (特別会計)印刷機積立金 50,000円 …令和6年度までの積立金 474,554円
※積立金は、2019年度より100,000円から50,000円に減額されています。

前年度より引き継いでいる基礎情報を報告しておく、現在の印刷機は2018年6月に297,864円で購入しているものです。5～8年程度で購入している履歴があり、2024年時点で更新する時期に入っています。

②パソコン (特別会計)パソコン積立金 10,000円 …令和6年度までの積立金 362,749円

パソコンは、2020年5月に67,635円で購入しています。現在、保教の会のノートパソコンはWordやExcelによる資料作成に使用しており、ハイスペックではなくても問題ありません。現在の積立金だけでも、数回の購入が可能です。

今年度は印刷機・パソコン共に修繕や購入は行ってないため、一般会計の「OA機器維持費(2年前に印刷機維持費とパソコン維持費を統合した項目)」(合計50,000円)はすべて繰越金に入ります。現在、維持費の削減により、学級・学年活動費が1学級10,000円(2年前まで1学級5,000円)に増額され、直接子どもたちに還元できるものに充当されています。

3.委員選出について

例年通り、4月にスクールメールを用いて委員選出を行う予定です。

- ・学級委員 …各学級から2名
- ・青少対委員 …各学級から2名
- ・運営連絡委員選出管理委員 …3年生、5年生から各3名ずつ(計6名)
(原則として3学級の場合は、1学級から1名ずつ選出)

4.規約の見直しについて

添付資料②の通り、規約を更新し、個人情報取扱規則を新たに定めます。規約改正(案)と個人情報取扱規則(案)については第3回運営委員会までに2回にわたり、御意見を求め、御確認いただいたものであり、本日新たに学校と保教の会との間の業務委託契約(案)について御議論いただいたところです。

規約改正(案)、個人情報取扱規則(案)と業務委託契約(案)については、「令和7年度定期総会」の議案として提出する予定です。

以上

会員各位

十三小保教の会
代表

保教の会 配布資料の分類について

前年度の保教の会の活動を通じて、配布資料のペーパーレス化が格段に進みました。下記の分類の一覧は、前年度からの変更を一部更新したものです。参考までに御確認ください。

【十三小保教の会配布資料 分類】

	全世帯対象	対象者のみ
書面配布	<ul style="list-style-type: none"> ・保教の会 入会申込書(入学・転入時) ・役員履歴カード(入学・転入時) ・クラス別委員経験者・未経験者数 ・会費集金のお知らせ ・役員名簿 ・次年度運営連絡委員のお知らせ ・パトロール中プレート装着の募集用紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会のお知らせ・次第(年4回) ・役員名簿用 連絡先記入用紙 ・学級委員のしおり ・立ち番・みまもり隊グループの仕事内容 ・立ち番・みまもり隊の募集用紙/当番表 →1年間を3期に分け、対象学年に配布(現行通り) ・パトロール中プレートの使用について →希望者に使用方法とプレートを配布(現行通り)
メール配信	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち番・みまもり隊への御協力をお願い →募集用紙配布前に、対象学年へホームページ掲載の文書をメール配信(導入済み) ・委員選出についてのお知らせ →2年生以上はメール配信に切り替え予定 ・定期総会資料 ・定期総会 決議結果 	
ホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・十三小保教の会 規約 ・立ち番マニュアル ・運営委員会報告書(年4回) ・立ち番・みまもり隊への御協力をお願い →通年のお知らせを作成し、年度初めにホームページに掲載(導入済み) ・学区内危険箇所マップ ・運動会当日の保護者の自転車利用について 	

上記の方法で不都合がある場合は、運営委員会等で再検討していきます。また、ホームページに掲載する資料のうち、運営委員会で使用する「十三小保教の会 規約」、「定期総会資料」等の役員の活動に必要な資料については、適宜担当者へ配布します。資料によりグーグルクラスルームによる配信もありえます。

以上